

# 保育園のしおり



社会福祉法人 尚徳福祉会

## 仲町保育園

〒164-0011

東京都中野区中央 3-41-12

TEL : 03-5340-7921

FAX : 03-5340-7922

ホームページアドレス : <https://sfg21.com/nakacho/>

# \* \* \* 目 次 \* \* \*

1. 事業者の運営主体
2. 施設の概要
3. 施設設備の概要
4. 園舎平面図
5. 尚徳福祉社会組織図
6. 保育理念・保育基本方針及び園目標
7. 園生活の手引き
  - (1) 開所時間
  - (2) 保育標準時間認定に関する保育時間
  - (3) 保育短時間認定に関する保育時間
  - (4) 保育提供、(利用) の開始と終了について
8. 提供する教育・保育の内容
  - (1) 毎日の保育教育の流れ
  - (2) 全体的な計画
9. 保育料利用料について
  - (1) 保育利用料（区の徴収）
  - (2) 自主事業利用（園での徴収）
  - (3) 利用料の徴収方法について
10. 給食について
  - (1) 給食内容について
11. 保健について
  - (1) 病気でお休みする場合
  - (2) 健康観察をしましょう
  - (3) 感染症に患った場合
  - (4) 保育中の病気、それに伴うお迎えの連絡について
  - (5) 嘔吐物・排泄物等で汚染した衣類について
  - (6) 健康診断について
  - (7) 予防接種について
  - (8) 保育中のケガについて
  - (9) SIDS 予防のために
  - (10) 健康面に関する情報共有のお願い
12. 感染症対策について
13. 与薬について
14. 緊急時における対応
  - (1) 大規模地震発生の注意情報及び、警戒宣言が発令された場合
  - (2) 保育時間中に大きな地震が発生した場合
  - (3) 避難訓練について
15. 非常災害時の対策
16. 賠償責任保険の加入状況
17. 苦情・相談窓口

18. 業務の質の評価について
19. 個人情報保護に関するお知らせとお願い
  - (1) お聞きする個人情報
  - (2) その他
20. 虐待の防止について
21. 障がい児保育について
- 22・医療的ケアが必要な児童の保育について
23. 地域の育児支援について
24. 保護者に用意していただくもの
  - (1) 毎日持参いただくもの
  - (2) 服装について
25. 保育園と保護者との連携
26. 様式
  - (1) 意見書（医師記入）
  - (2) 登園届（保護者記入）
  - (3) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

## 1. 事業者の運営主体

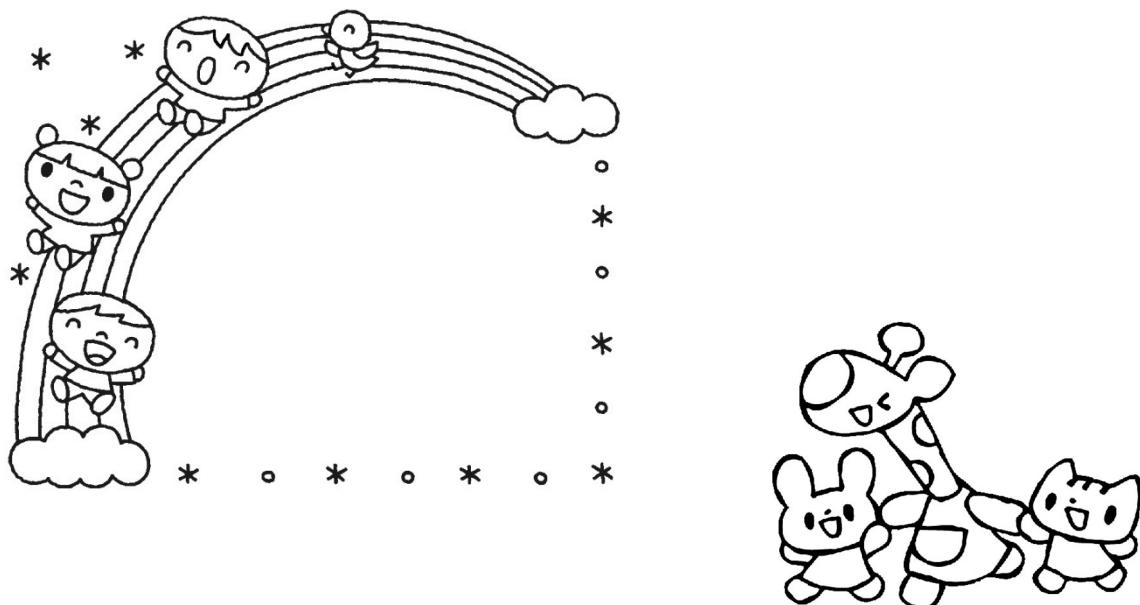
事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	病児保育事業の経営・保育所の経営・一時預かり事業の経営・介護老人保健施設の経営・老人福祉センターの経営・放課後児童健全育成事業の経営・小規模保育事業の経営・幼保連携型認定こども園の経営・地域子育て支援拠点事業の経営

## 2. 施設の概要

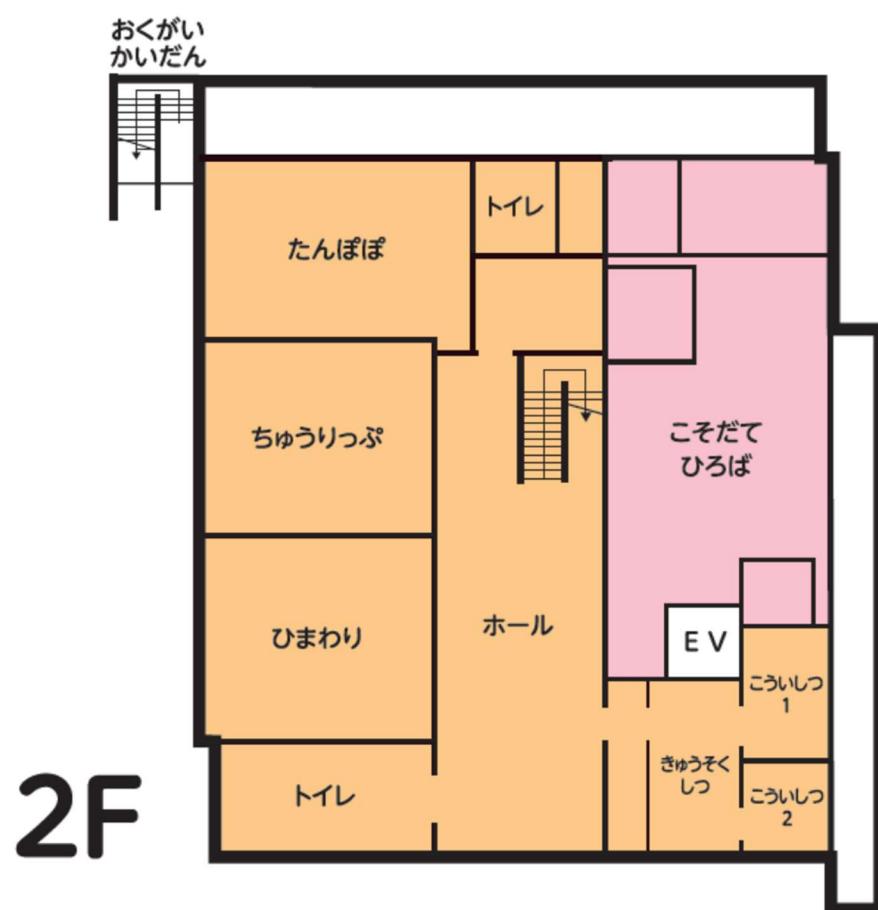
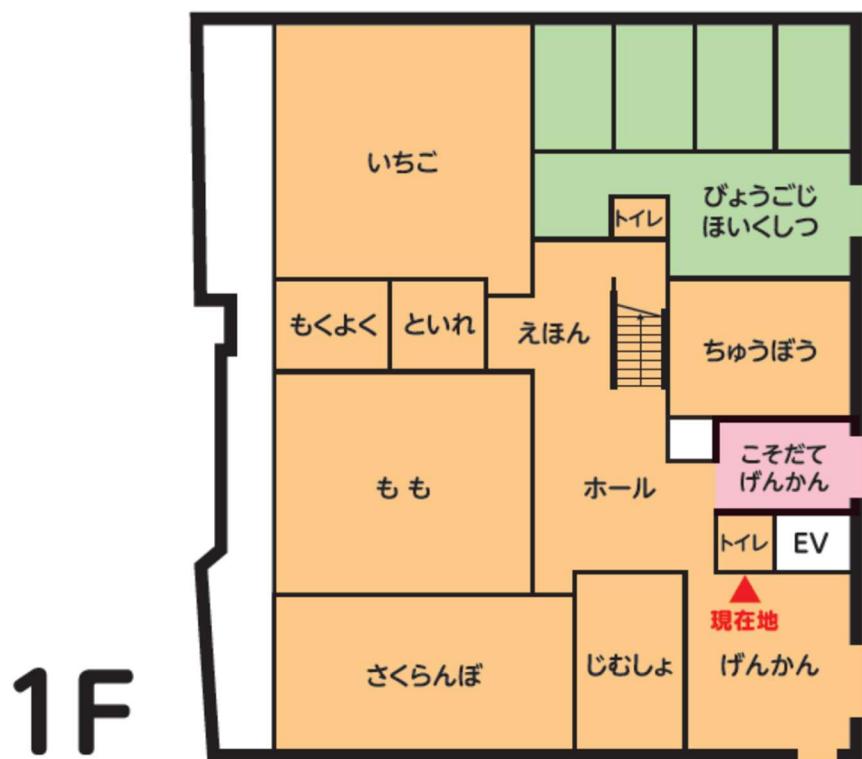
種別	保育所					
名称	社会福祉法人 尚徳福祉会 仲町保育園					
所在地	〒164-0011					
電話番号	TEL 03-5340-7921 FAX 03-5340-7922					
ホームページアドレス	<a href="http://sfg21.com/nakacho/">http://sfg21.com/nakacho/</a>					
メールアドレス	<a href="mailto:nakachou@sfg21.com">nakachou@sfg21.com</a>					
施設長氏名	佐藤 祐子					
開設年月日	令和 3 年 4 月 1 日					
利用定員 109人 (年齢別)	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	いちご	もも	さくらんぼ	たんぽぽ	ちゅうりっぷ
	人数	12人	15人	16人	22人	22人
職員体制 (園児数によって 変動有) ※自治体の配置基 準に準ずる数	施設長	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)				
		保育園の管理運営を統括、苦情の解決にあたります				
	主任保育士	1人(資格:保育士、幼稚園教諭)				
		保育士を統括、園長の補佐、苦情を受け付けます				
	保育士	14人以上				
		保育の提供、保護者への連絡などを行います				
	栄養士・調理員	4人(栄養士 2人、調理補助 2人)				
		栄養管理、献立表の作成、調理業務などを行います				
	看護師	1人				
		児童の保健衛生・健康管理などを行います				
事務	1人					
	保育園全般に関する事務などを行います					
嘱託医	1人					
	子どもの心身の健康管理、定期健康診断を行います					
嘱託歯科医	1人					
	子どもの心身の健康管理、定期歯科健診を行います					
勤務体制	シフト制					
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、(産休明け保育)、(一時保育)					

### 3. 施設・設備の概要

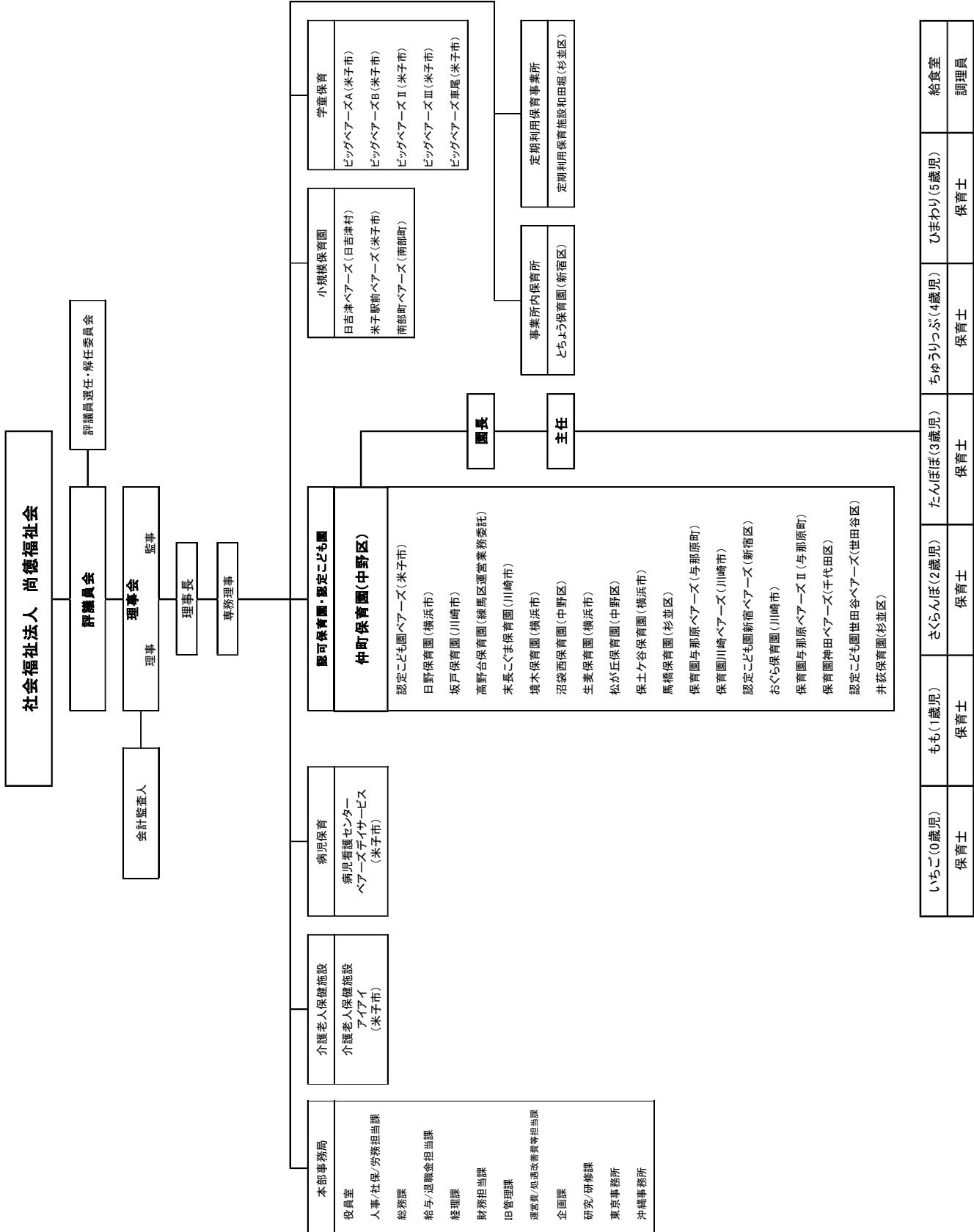
敷 地 面 積	1,108.83m <sup>2</sup>	
園 舎	構 造	RC造 2階建て
	延 床 面 積	787.93m <sup>2</sup>
	乳 児 室	3室 116.97m <sup>2</sup>
	ほ ふ く 室	室
	保 育 室	3室 179.97m <sup>2</sup>
	遊 戯 室	1室
施設設備の数と面積	調 理 室	1室 36.52m <sup>2</sup>
	乳幼児用トイレ	1階 2個、2階 2個 63.34m <sup>2</sup>
	医 務 室	事務室内 1室 1.53m <sup>2</sup>
	事 務 室	1室 20.93m <sup>2</sup>
設 備 の 種 類	冷暖房、固定遊具、防犯カメラ、ナンバーロック錠、110番直結非常通報装置、AED	
屋 外 遊 戲 場 ( 園 庭 )	屋外遊戯場	282.50 m <sup>2</sup>



#### 4. 園舎平面図



## 尚徳福祉社会組織図

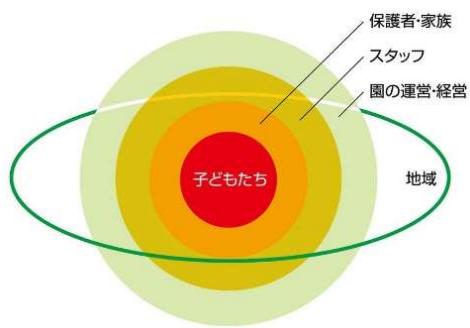


## 6. 保育理念・保育基本方針及び園目標

### 《社会福祉法人 尚徳福祉会 仲町保育園の運営理念》

〈子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉の向上に寄与すること。〉

- 子どもたちが中心の、子どものための・保育園認定こども園
- すべての保護者・家族への支援ができる認定こども園・保育園
- 保育士等の職員を大切にし、職員も育つ認定こども園・保育園
- 明朗で隠し事もなく情報公開を行い、安定した法人が運営・経営する認定こども園・保育園
- 第三者評価など外部の評価を積極的に活用し、地域と協働、共存できる認定こども園・保育園



#### (子どもの意向の尊重)

子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。

#### (3P を大切に)

子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にした運営・経営に努める。

#### (育てる人の意向の尊重)

子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。

#### (誇りの持てる職場)

施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が活かされ、

誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。

#### (安全・安心)

子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるよう

健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。

#### (信頼は情報公開から)

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して

社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表等を整備し、

財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

### ＜教育・保育方針＞

- 安全で豊かな環境の中で子どもの心に寄り添いながら情緒の安定を図り、一人ひとりの個性を伸ばしていきます。
- 乳幼児期におけるそれぞれの発達段階に応じた生活や遊びを体験させ、意欲的に遊べる子どもに育てていきます。
- 異年齢児との交流の機会を持ち、思いやり・いたわりの心を育んでいきます。
- 保護者とともに、安心して預けられる保育園づくりをしていきます。

## ＜全体的な計画・指導計画＞

○全体的な計画は、「10の姿」を念頭に年齢ごとに途切れることなく、継続性を大切にして作成する。

○年度末には、年齢ごとに評価を行い、次年度に向けて伝達、申し送りをする。

また、子どもたち一人一人の成長発達を把握した上で作成していく。年齢ごとの園児集団としての評価と日々成長・発達していく子どもたちであることをよく理解して、PDCAサイクルを実行しながらより良い計画となっていくように努める。

## ＜教育・保育目標＞

### ＜目的＞

- ・保育の必要な乳児、および幼児を保育することを目的とした児童福祉施設で、児童福祉法に基づき運営しています。保育園では、中野区子ども子育て支援事業計画、中野区教育ビジョンを踏まえ、就学前教育・保育を行っています。

### ＜保育理念＞

- ・ご家庭と連携して【安心して子育てできる保育園】を基本理念としています。
- ・児童福祉法の精神【子どもの最善の利益】【子どもの福祉の増進】と【保育所保育指針】の内容に沿って保育を進めています。

### ＜保育目標＞

一人一人の子どもを大切にし、集団生活を通して  
○丈夫な身体 ○豊かな心 を育てる

### ＜園目標＞

◎いきいきと遊べる子ども

- ・好奇心旺盛に関わり、考え、自由に表現する子ども
- ・人と一緒にいることを心地よく感じられる子ども
- ・よく食べ、よく眠り、身体を動かして遊ぶ子ども

## 7. 園生活の手引き

### 保育・教育を提供する日・時間

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※ 警戒宣言発令時や自然災害時等、伝染病発生時などにより開園できない時があります。

#### （1）開所時間

月曜日から金曜日	7時15分から20時15分まで
土曜日	7時15分から20時15分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	7時15分から18時15分まで
土曜日の保育時間（11時間）	7時15分から18時15分まで
延長保育時間	18時16分から20時15分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
延長保育時間	朝：7時15分から8時29分まで 夕：16時31分から20時15分まで

(4) 保育提供（利用）の開始と終了について

利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

- 当園は、区市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託受けたときは、これに応じます。
- 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者との内容を確認します。
- 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。
  - 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
  - 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
  - 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 8. 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

### (1) 毎日の保育教育の流れ

年齢 時間	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7：15	・順次登園 健康観察	・順次登園 健康観察	・順次登園 健康観察
8：30	・あそび	・あそび	・あそび
9：10	・おやつ (完了食)	・おやつ	
9：30	・クラス活動	・クラス活動	・クラス活動
10：30	・授乳、離乳食 (一人一人に合わせて) ・乳児食	・昼食	
11：30	・睡眠		・昼食
12：00		・睡眠および休憩  ・目覚め	・睡眠および休憩  ・目覚め
14：30	・目覚め	・おやつ ・あそび	・おやつ ・あそび
15：00	・離乳食・おやつ (中期食～完了食) ・あそび		
17：00	・順次降園	・順次降園	・順次降園
18：16	・延長保育 補食または夕食	・延長保育 補食または夕食	・延長保育 補食または夕食
20：15	・保育終了	・保育終了	・保育終了

※ 以上は一日の保育の流れですが、年齢別による年間計画を基に、月案、週案を立てての保育を行います。

※ 上記は目安です。子どもたち一人一人のリズムに合わせて快適に一日を過ごします。

## (2) 全体的な計画

保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的、計画的に構成され保育所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、【全体的な計画】を作成しています。

【全体的な計画】に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しています。

クラス	ねらい
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら健康で安全な生活を作り出す力の基礎を培う。（よく食べ、よく眠り、機嫌よく過ごす。安心、安全な環境の中で身体を動かすことを楽しむ。）</li> <li>何かを伝えようとする意欲などを育て、人と関わる力の基礎を培う。（家庭との連絡をとりながら、園で生活を送る中で保育士等との信頼関係が築かれ、安定して過ごす。）</li> <li>身近な環境に興味や好奇心をもって、表現する力の基礎を培う。（身の回りの物に自分から関わり、外に対する興味を持つ。保育士等との触れ合いを通して身振りや言葉で発信していく。）</li> </ul>
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる環境のもとで、自分でしようとする気持ちが芽生える。</li> <li>全身を使って遊ぶことを楽しむ。</li> <li>保育士等や友達と簡単な仕草や言葉を使って、したいことやしてほしいことを伝える。</li> </ul>
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いを態度や言葉で表現し、保育士等と友達と一緒に遊ぶことを楽しむ。</li> <li>保育士等との安定した関係の中で、見の回りのことを自分でしようとする。</li> <li>色々な経験を通し、体を動かすことや手先を使った遊びを楽しむ。</li> </ul>
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の流れがわかり、身の回りのことを自分でしようとしていることが増えていくことに喜びを感じる。</li> <li>色々な運動遊びを楽しむ中で体を動かす心地よさを味わい、基礎的な身のこなし方を身につける。</li> <li>友達と一緒に遊び、共感したり、ぶつかり合ったりする中で、相手の気持ちに気づく。</li> <li>自分の思いや要求、経験したことなどを言葉で表現し、様々な方法で自分の気持ちやイメージしたことを表現しようとする。</li> </ul>
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康、安全等の生活に必要な習慣や態度を身につけていく。</li> <li>全身を使ってのびのびと遊ぶ。</li> <li>みんなで活動に取り組む楽しさを味わう。</li> <li>自分の思いや考えを友達に伝え、相手にも思いや考えがあることに気づく。</li> <li>身近な出来事に関わり、驚き、気づき、発見等を通して、様々なことに興味や関心を広げる。</li> </ul>
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>思いや考えを自分なりに表現し、色々な活動を楽しんで取り組む。</li> <li>友達と共に目的に向かって、協力や工夫、分担などをしながら遊びに取り組み、充実感を味わう。</li> <li>基本的生活習慣を身に付け、見通しを持って主体的に行動する。</li> </ul>

※3・4・5歳児は、月に2回程度、保育の中で「英語で遊ぼう」を行っています。シェーンコーポレーションの講師を招き、異文化に触れることを目的としています。

## 9. 保育料・利用料について

### (1) 保育利用料（区の徴収）

- 中野区が規定で定める金額を中野区にお支払いいただきます。給食の費用相当分も含まれます。月額のため、毎月1日現在に在籍している方が対象となり、1か月単位でのお支払いとなります。月の途中で退園された場合や通園日数に関係なく（1日も通園しない場合も含む）、その月分の保育料がかかります。

### (2) 自主事業利用料（園での徴収）

- 延長保育利用料

延長保育時間		2時間（18時16分～20時15分まで）
月額利用 料金 (登録利用)	1時間分	3,000円
	2時間分	6,000円
日額利用 料金 (日々利用)	1時間分	500円
	2時間分	1,300円
登録1時間＋2時間目 日々利用の場合の料金		800円
遅刻の場合の料金の徴収	18時16分を超えた場合	補食の喫食にかかわらず 500円
	19時16分を超えた場合	夕食の喫食にかかわらず 800円
補食・夕食代金		延長保育料に含む

\*18：16以降、延長保育をご利用の方には、補食を提供します。

19：15以降のご希望の方には夕食を提供します。

\*延長保育の月額利用を希望する方は、事務所までお声がけください。

（毎月25日締め切りです）申請後、翌月から適用となります。

- 実費徴収

DVD販売（希望者のみ）	1枚	400円
--------------	----	------

### (3) 利用料の徴収方法について

- 利用料請求額のご案内は支払月前月にお渡しします。
- 利用料のお支払い方法は、口座振替、キャッシュレス決済があります。

お支払い方法	
口座振替の場合	2か月分月末締め、翌々月口座振替 <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に口座引落

<b>キャッシュレス決済の場合</b>	<p>2か月分月末締め、翌々月事務所にて決済 クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済</p>  <p>&lt;例&gt; 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い</p>
---------------------	--

\*口座振替の締切りと手数料負担軽減の目的で、2か月分まとめて2か月後に請求させていただきます。途中退園された方についても同様です。

## 10. 給食について

### (1) 給食内容について

おやつ	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)	
	給食		おやつ			
	主食	副食				
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%	
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		○	○	○	(1400kcal) 40%	
4歳児		○	○	○		
5歳児		○	○	○		

#### ① 給食について

献立表を前月お配りします。また毎日の給食の写真をフォトフレームに写していますので、降園時にご覧ください。

\*食材の都合で献立を変更する場合もあります。

#### ② 離乳食について

初期食・中期食・後期食・完了食、それぞれの献立をお配りします。お子様の成長や発達に合わせて、ご家庭と相談しながら進めています。

#### ③ アレルギー対応について

厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応ガイドライン」に則り、仲町保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

#### アレルギー対応

医師の診断を受け、「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。

## 11. 保健について

### (1) 病気でお休みする場合

- ・体調不良でお休みする場合は、症状をお電話、おがスマでお知らせください。

※熱性けいれんを起こしたことのあるお子様への対応

1回でも熱性けいれんを起こしたことがあるお子さんに関しましては、登園時に保護者の方に検温していただきます。(痙攣を起こした日から1年間継続。その間に再度痙攣があれば、再度痙攣が起きた日から1年間となる。)

### (2) 健康観察をしましょう

0歳児は保育園で毎朝保護者の方に検温していただきます。

お子様が集団の中で元気に生活できるように、登園前には健康チェックをしましょう。見て、触って、お子様の体調を確認し、気になる様子がある場合は職員にお伝えください。

- 機嫌や顔色、表情は普段と変わりないですか
- 熱はありませんか（37.5℃以上、平熱より+1℃以上ある場合は体調不良が考えられます。）
- 下痢や嘔吐はしていませんか
- 発疹はありませんか
- 食欲はありますか

以上の健康観察を行い、登園の目安としてください。

### (3) 感染症に患った場合

「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、予防すべき感染症に罹った場合は、集団の健康を守るため保育園はお休みしていただくことになります。病気が回復して再登園する際には、「意見書（医師記入）」、または「登園届（保護者記入）」の提出が必要となります。

※最後のページに意見書・登園届がありますのでコピーしてご利用ください。ホームページからもダウンロードできます。

### (4) 保育中の病気、それに伴うお迎えの連絡について

#### ・発熱時の対応

基本的には37.5℃を目安に保護者の方へ連絡をします。

体温38.0℃以上の場合は、お迎えをお願いしています。

状態を判断し早めに連絡をする場合もあります。熱が高くなくても、ぐったりしている、元気がないなどいつもと違う場合に連絡をすることもあります。

#### ・下痢、嘔吐時の対応

下痢や嘔吐の回数だけでなく、顔色、元気がないなど様子を見て、連絡をします。

※別紙、「保育中に起こりやすい症状とその対応」をご覧ください。

### (5) 嘔吐物・排泄物等で汚染した衣類について

感染拡大防止のため、嘔吐・排泄物・血液等で汚染した衣類等は園で洗わないよう中野区で統一されています。汚染した衣類等はビニール袋に入れ、ポリバケツで保管します。降園時にお渡ししますので、忘れずにお持ち帰りください。

## (6) 健康診断について

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（1958（昭和33）年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

- ・園児健康診断 0歳児 毎月2回、嘱託医が健診をします。

1歳児以上 年3回、嘱託医が健診をします。

- ・歯科検診 全園児 2回、嘱託医が健診をします。

※ 上記の各結果は健康カードに記載し、お知らせいたします。



- ・身体計測 每月、身長、体重の測定を行います。

※身体計測の結果は「おがスマ」でご確認いただけます。

## (7) 予防接種について

保育園は集団生活の場であるため、さまざまな感染症が流行するリスクがあります。医師と相談の上、お子様の体調のよいときに積極的に予防接種を受けましょう。

予防接種後の登園は、30分様子を見る、または医師に登園可能か確認をとってください。

また、何のワクチンを接種したかを看護師、または職員にお知らせください。

予防接種後は、「おがスマ」にご入力をお願いします。

## (8) 保育中のケガについて

十分注意して保育しておりますが、受診が必要な場合は保護者と連絡をとり、受診先を決定いたします。医療機関に緊急時連絡票の情報を提供する場合があります。記載内容に変更がある場合はお知らせください。

## (9) SIDS予防のために

午睡時（睡眠時）、保育士が常に様子を見ています。入眠中は体の向き、呼吸の様子、鼻水、鼻づまり等の観察を行い、5～10分おきに記録しています。（2歳児クラスまで）

## (10) 健康面に関する情報共有のお願い

入園前の個人面談をはじめとし、入園後はれんらくノート、健康カード、おがーるシステムを介して園と保護者の方と情報交換を行います。また、お子様の体調にご不安等がございましたら、担任や看護師にご相談ください。

・疾患やケガ回復後の登園等で保育園での生活に制限が必要な場合には、医師の診断書が必要となります。

お子様の健康に配慮した安全な保育が行えるよう、ご協力お願いします。

※診断書が必要な場合の例：日光に当たると皮膚炎が起こるので外遊びはできない 等

診断書には「診断名・疾患部位・全治までの期間・安静度・注意事項・保育園での集団生活の可否」について医師の記入をお願いします。なお、ご家庭でのケガ等で特別な配慮が必要となる場合、保育園での対応が困難な場合もございますのでご了承ください。

## 12. 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。また、手洗い後はペーパータオルを使用し、雑菌予防をしています。

### 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1~2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたくふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	――	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	――	医師により感染の恐れが無いと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	――	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌性感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	――	医師により感染の恐れがないと認められていること

### 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること

ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しが痂皮(かさぶた)化していること
突然性発疹	――	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、「一」としている。

## 13. 与薬について

### 《薬の取り扱いについて》

基本的には、お預かりしていません。

風邪などの急性疾患の病気については、各ご家庭で保護者の方が責任を持って飲ませて下さい。ただし、経皮吸収型・気管支拡張剤(ホクナリンテープ)の使用は24時間薬効があるため、そのまま登園をしていただいても構いません。使用しているときには必ずれんらくノート、または登園時に職員にお伝えください。また、はがれてしまうこともありますので、**テープに必ず記名をお願いします。**

慢性疾患については、園児が薬を服用、塗布することで通常の生活を過ごすことができる場合に限り、「薬の預かり・与薬依頼書」を医師に書いていただき、お預かりします。

## 14. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますのであらかじめ御了承願います。

### 【管轄する警察署】

警察署名	中野警察署
所在地	中野区中央2-47-2
電話番号	03-5925-0110

### 【管轄する消防署】

消防署名	中野消防署
所在地	中野区中央3-25-3
電話番号	03-3366-0119

### 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	中部すこやか福祉センター、桃花小学校
広域避難場所	中野区役所周辺(四季の森公園)

### (1) 大規模地震発生の注意情報及び、警戒宣言が発令された場合

- ① 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまでは、保育園は「休園」になります。
- ② 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ③ やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりします。

## (2) 保育時間中に大きな地震が発生した場合

- ① 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- ② 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している地域防災拠点、広域避難場所に移動することがあります。この場合は保育園に掲示します。

## (3) 避難訓練について

予測なしで発生する地震や火災、その他の事故災害から子どもたちを守るため、月1回避難訓練を実施しています。

- ① 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- ② 子どもたちの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月、地震や火災などを想定した避難訓練を行います。

## 15. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	佐藤 祐子
消防計画届出年月日	中野消防署 令和3年4月
避難訓練	避難訓練 月1回 【内容】火災、地震
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 避難袋など

## 16. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 独立行政法人日本スポーツ振興センター(学校安全会) ② ほいくのほけん(全国私立保育園連盟)
-------	---

### ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用が5,000円以上もの	医療費 ・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額

障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される		障害見舞金 4,000万円～88万円 【通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円】
死亡	学校の管理下のおいて発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円【通学（園）中の場合1,500万円】
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円【通学（園）中の場合1,500万円】
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円【通学（園）中の場合も同額】

## ② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償 など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1000万円
		生産物	1事故	1000万円（保険期間中）
	見舞金費用	1名	10万円	
	見舞金費用以外の初期対応費用	1事故	10万円限度	
	管理財物補償	1事故	100万円	
	人格権侵害補償	1名・50万円	1事故・1000万円	
	死亡・後遺障害	230万円		
	入院	1日あたり	3,000円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償 など	通院	1日あたり	2,000円	
	O-157等 補償	有り		

## 17. 苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付責任者	氏名 東條 友子 電話番号 03-5340-7921	
相談・苦情解決責任者	氏名 佐藤 祐子 電話番号 03-5340-7921	
第三者委員	小林 喜代子	電話番号 03-3229-1238 役職・肩書等 桃園地区民生委員・児童委員
	古川 美代	電話番号 03-6356-0947 役職・肩書等 桃園地区民生委員・児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

## 18. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき全員で話し合い、自己評価を実施 実施回数：年に1回 公表方法：園のホームページに記載
外部評価	実施方法：東京都福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：3年に1回 公表方法：東京都ホームページに掲載

## 19. 個人情報保護に関してのお知らせとお願ひ

個人情報保護法により、個人の情報が不用意にご本人の確認を得ることなくもれることのないよう法律で規制されています。

保育園でも保護者の方からお子様をはじめ、ご家族についての個人情報を聞きています。入園前の面接の際から入園後多くの書類に記入して頂いておりますが、保育園でお聞きした個人の情報については、保育園以外で使用することはありません。また、保存期限を過ぎた書類については、廃棄処分をしています。

### (1) 聞きする個人情報

- ① 児童票に記入する事項・・・・・・名前・生年月日・住所・電話番号・家庭の状況その他
  - ② お子様の健康に関する事項・・・既往歴・母子手帳に記載されていること・アレルギーの有無など
  - ③ 緊急連絡票に記載されていること・・・保護者・ご家族の連絡先など
- ★ 上記は保護者の方に直接書類を記入していただきます(表紙のコピーをお渡しして園で書き写すこともあります)
- ★ お子様について保護者の方と連絡のため、また、お子様の成長発達について共通理解をするために聞きするもので、他の目的はありません。
- ★ これらの書類の保管は、鍵のかかるところに適正にしています。勝手な持ち出しも禁止しています。

### (2) その他

- ・ 靴箱・名札・ロッカへの記名など、お子様の保育園生活に必要なものもあります。
  - ・ 園生活を豊かにするための記名(誕生児紹介・クラスだよりへの個人名の記載、お子様の写真展示・描写的展示)もあります。行事等で保護者の方が撮影した写真、ビデオなどについては、第三者に渡ることのないようお願いします。
- ◎個人情報保護のため、皆様のご理解をよろしくお願いします。

## 20. 虐待の防止について

当園では、子どもの人権擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

## 21. 障がい児保育について

中野区療養センターゆめなりあ、中部すこやか福祉センター、保育ソーシャルワーカー事業者と連携し、療育の視点からの助言、確認支援を受けながら、適切に行います。

## 22. 医療的ケアが必要な児童の保育について

園では医療行為は行えませんが、お子様の主治医からの「生活管理指導表」により、運動強度およびその他注意することを明確にして保育にあたります。

## 23. 地域の育児支援について

- 子育て相談（月曜日～金曜日の午前9時30分～午後3時）※電話予約
- 体験保育・・・・・・親子で保育園に来て、保育園の子どもたちや保育者と一緒に遊びます。  
※電話予約
- 行事へのお誘い・・・七夕会・運動会・冬のお楽しみ会など ※電話予約

## 24. 保護者に用意していただくもの

### (1) 毎日ご持参いただくもの

#### 【0歳児クラス いちごぐみ】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1 セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数	*紙オムツのサブスクもご利用いただけます	
	汚れた衣類を入れる袋	1	エコバック・ビニール袋でも可 (必ず記名してください)	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	通園かばんと共に用で構いません	
	昼寝用バスタオル	1	週末、洗濯をお願いします	
	シーツ	1		
	外遊び用上着(冬季)	1	フードのないもの	
園が用意します	食事用エプロン			
	口拭きタオル			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具 (敷布団、シーツ、冬用毛布)			
お入れカゴにての	上下衣服・肌着	3～5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数	サブスクご利用の場合は園で用意します	

#### 【1歳児クラス ももぐみ】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1 セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数	*紙オムツのサブスクもご利用いただけます	
	汚れた衣類を入れる袋	1	エコバック・ビニール袋でも可 (必ず記名してください)	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	

週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	入れやすいものをお願いします	
	亘寝用バスタオル	1	週末、洗濯をお願いします	
	シーツ	1		
	外遊び用上着（冬季）	1	フードのないもの	
園が 用意します	食事用エプロン			
	口拭きタオル			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具 (敷布団、シーツ、冬用毛布)			
お入れカゴ ごとに おぐもとの	上下衣服・肌着	3~5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数	サブスクご利用の場合は園で用意します	

### 【 2歳児クラス さくらんぼぐみ 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
毎日の持ち物	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1 セット	使用した枚数分、翌日補充	
	おむつ	必要枚数	*紙オムツのサブスクもご利用いただけます	
	汚れた衣類を入れる袋	1	エコバック・ビニール袋でも可 (必ず記名してください)	
	通園かばん	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	入れやすいものをお願いします	
	亘寝用バスタオル	1	週末、洗濯をお願いします	
	シーツ	1		
	外遊び用上着（冬季）	1	フードのないもの	
園が 用意します	食事用エプロン			
	口拭きタオル			
	おしりふき			
	帽子			
	寝具 (敷布団、シーツ、冬用毛布)			
お入れカゴ ごとに おぐもとの	上下衣服・肌着	3~5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数	サブスクご利用の場合は園で用意します	

### 【 幼児クラス 】

	品物	必要数	内容・備考	チェック
の 毎 日 持	連絡ノート	1	こちらで用意します	
	上下衣服・肌着	1 セット	使用した枚数分、翌日補充	

	おむつ	必要枚数	必要なお子様はご用意ください	
	汚れた衣類を入れる袋	1	エコバック・ビニール袋でも可 (必ず記名してください)	
	通園リュック	1	持ち物が全部入る大きさのもの	
週末 持ち帰るもの	週末の荷物を持ち帰る袋	1	入れやすいものをお願いします	
	畳寝用バスタオル	1	週末、洗濯をお願いします	
	シーツ	1		
	上ばき	1		
	上ばき袋	1		
	外遊び用上着（冬季）	1	フードのないもの	
園が 用意します	おしりふき			
	帽子			
	寝具 (敷布団、シーツ、冬用毛布)			
お入れカゴ に の も の	上下衣服・肌着	3~5枚		
	靴下	2		
	おむつ	必要枚数	必要なお子様はご用意ください	

※ 全ての持ち物に必ず名前を書いてください。

※ 保育園では、数枚の衣類を用意しています。衣類が不足した時はお貸ししますので、洗濯してお返し下さい。なお、パンツは新しい物をご用意いたしますので、その場合は新しい物をご返却ください。

## (2) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装をご用意ください。
- ・ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。
- ・体温調整のしやすい服装をお願いします。
- ・下着が見えにくいもの、肌の露出が少ないものをご用意ください。

## 25. 保育園と保護者との連携

保育園は保護者とともに子どもを育てる場です。当園は子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からることはいつでも職員にお尋ねください。

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| ・れんらくノート | 保育園や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用いたします。 |
| ・園だより    | 毎月1回、月の行事や共通連絡事項などをお知らせいたします。     |
| ・給食だより   | 毎月1回、子どもたちの食を豊かにする情報を伝えいたします。     |
| ・ほけんだより  | 毎月1回、子どもたちの健康に関する情報を伝えします。        |
| ・クラスだより  | クラスの子どもたちの様子や連絡事項等をお知らせいたします。     |

## 26. 様式

- (1) 意見書（医師記入）
- (2) 登園届（保護者記入）
- (3) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

## 意見書(医師記入)

保育所施設長 殿

児童氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日 生

(病名)該当疾患に□をお願いします

麻疹(はしか)
インフルエンザ
新型コロナウイルス感染症
風疹
水痘(水ぼうそう)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)
流行性角結膜炎
百日咳
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
急性出血性結膜炎
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

ゴム印可

医師名

登園届(保護者記入)

保育園長 殿

児童氏名

【病名】該当疾患にをお願いします。

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発しん

【医療機関名】\_\_\_\_\_ ( 年 月 日受診)において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので、

年 月 日より登園いたします。

年 月 日

印またはサイン

保護者名 \_\_\_\_\_

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)  
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 ( \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ ヶ月) \_\_\_\_\_ 組

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点		記載日	年	月	日		
<b>A. 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 脚踏型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群)		<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC. 標及び下記C. E欄を参照)		医師名					
<b>B. アナフィラキシー病型</b> 1. 食物 (原因: 食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他の虫・動物の皮膚や毛)		<b>B. アレルギー用調整粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入 ミルク→IP・ニューMA-1・MA-mi・ペブレイエット・エレメンタルフォーミュラ その他の( )		医療機関名					
<b>C. 原因食品・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載		<b>C. 除去食品においてより厳しい除去</b> が必要なもの 病型・治療のC. 標で除去ににより厳しい除去 が必要なもののみに○をつける ※本欄に○がついた場合は、該当する食品を使用した結果については、該審査者が困難となることがあります。		E. 特記事項					
<b>D. 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射器 (エピペン)		<b>D. 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良		<b>C. 急性増悪(発作)治療薬</b> A. 動具に関して 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他	<b>C. 外遊び、運動に対する制限</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限( ) 3. 調理活動時の制限( ) 4. その他( )	記載日	年	月	日
<b>E. 長期管理薬</b> (長期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ刺激薬(内服・貼付薬) 5. その他( )		<b>E. 急性増悪(発作)時の対応</b> (自由記載)		<b>D. 特記事項</b> (その他の病型や治療が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	医師名				
<b>F. 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。</b>				電話					
				保護者氏名					

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

## 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎)

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日生 ( \_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_ ヶ月 ) \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となつた子どもに限つて、医師が作成するものです。

病型・治療		保育所での生活上の留意点				記載日 年 月 日	
		A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動		B. 動物との接触		C. 特記事項	
<b>アトピー性皮膚炎</b> (あり・なし)		A. 重症度のめやすす(厚生労働科学研究班) 1. 轻症: 皮膚に附わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が紅斑、乾燥、落屑、主体の病変 ※程度の皮疹: 程度の紅斑、丘疹、丘疹・びらん、浸潤、苔化などを伴う病変 ※強い炎症を伴う皮疹: 赤斑、丘疹、丘疹・びらん、浸潤、苔化などを伴う病変	A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 ( )	B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 動物名 ( )	C. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ決定)		
<b>アレルギー性結膜炎</b> (あり・なし)		A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季力タル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他( )	A. プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容: 3. プールへの入水不可)	B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容: )	C. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ決定)		
<b>アレルギー性鼻炎</b> (あり・なし)		A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容: )	B. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ決定)			
●保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。		同意する 同意しない、 保護者氏名					

